

鹿苑のあり方計画 素案

1. 計画策定の経緯

野生動物であり、春日大社の神鹿として伝統的に保護されてきた天然記念物「奈良のシカ」（以下、「奈良のシカ」とする。）は、天然記念物指定後の保護施策により、現在では個体数が増加し、現在では 1,200 頭前後で推移している。

このため、「奈良のシカ」と人との問題（過度な接触による人身被害や「奈良のシカ」の健康被害、交通事故による「奈良のシカ」の負傷、「奈良のシカ」による農作物や庭木等の被害）が増加している。また、近年では「奈良のシカ」と人との接触機会が増加し、人獣共通感染症のリスクが高まっている。これらの問題を解消・軽減することを目的に「鹿苑」は設置・運営されている。

しかしながら、「鹿苑」における「奈良のシカ」の収容状況について、令和 5 年 8 月に「鹿苑（特別柵）内で管理されている鹿が虐待されている」旨の公益通報があり、令和 5 年 9 月に奈良県（都市公園法第 5 条第 1 項に基づく公園施設の管理許可を管轄する官庁）、令和 5 年 10 月に奈良市（動物の愛護及び管理に関する法律第 25 条第 4 項に基づく勧告および命令を管轄する官庁）による立入検査、専門家からの意見聴取が実施された。これらの立入検査、専門家からの意見聴取の結果、鹿苑におけるシカの管理の現状については虐待の事実は存在しなかった。ただし、収容環境が過密であり、管理の体制や方法等について課題が見られた。

その後、鹿苑のあり方等検討部会及び同 WG において検討した結果、鹿苑における「奈良のシカ」の管理の現状については、虐待の事実は存在しなかったこと及び収容頭数が過密となっている原因は、緩衝地区（C 地区）で農業被害を起こした「奈良のシカ」を終生飼養することが主な要因であることが判明した。

以上の経緯から、奈良県では、「鹿苑のあり方計画」（以下、「本計画」とする。）を策定することとし、「奈良のシカ保護管理計画検討委員会」の下に、「鹿苑のあり方等検討部会」とその下に有識者等により詳細な検討を行う「鹿苑のあり方等検討ワーキンググループ」「奈良のシカ獣医学ワーキンググループ」を設置し、検討を進めている。

2. 本計画の目的

本計画は、健全な「奈良のシカ」個体群の維持管理及び「奈良のシカ」と人が安全に共生する地域社会づくりの観点から、鹿苑の設置目的及び求められる機能、鹿苑の運用の原則を整理し、鹿苑への「奈良のシカ」の収容方針や収容した「奈良のシカ」の処置・管理方針並びに、鹿苑を管理・運用している奈良の鹿愛護会（以下、「愛護会」とする。）の役割を明確化するとともに、鹿苑に収容されている「奈良のシカ」の動物福祉の向上及び「奈良のシカ」に関連する公衆衛生の確保を目指すものである。

3. 鹿苑の設置目的及び求められる機能

1) 鹿苑の設置目的

鹿苑は、以下の目的のために設置される。

- ① 健全な「奈良のシカ」個体群の保全（天然記念物かつ野生個体群である「奈良のシカ」の維持管理＝保全拠点）

38 ② 奈良公園における「奈良のシカ」と人の間の問題の解消・軽減（「奈良のシカ」と人の共生拠点）

39 ③ 「奈良のシカ」の価値や現状の普及啓発（普及啓発及び学習拠点）

40

41 2) 鹿苑に求められる機能

42 上記設置目的から、鹿苑には以下の機能が求められる。

43

44 ① 生態学的モニタリングと調査研究機能（主に目的①）

45 「奈良のシカ」の保全拠点として、健全な個体群の維持管理を図る。 そのために必要な個体群の構
46 造・動態及び行動、食性、生息環境の把握を行い、問題解決のための方策の検討・実施を行う。

47 ② 一時収容施設機能（主に目的②）

48 公園利用者（観光客等）の安全確保のための一時収容（角切り・出産等のため、文化継承）及び交
49 通事故個体や傷病個体の応急処置のための一時収容を行う。

50 ③ 野生動物医学的モニタリングと調査研究機能（主に目的②）

51 公衆衛生の観点から、人獣共通感染症等、寄生虫を含む各種病原体検査のほか、個体の外部計測・
52 妊娠判定など、一時収容個体の健康管理、傷病予防（交通事故防止を含む）を行う。

53 ④ 博物館機能（主に目的③）

54 博物館機能を持たせることで世界的に希有な現場型博物館（フィールドミュージアム）として、
55 「奈良のシカ」の歴史や現状、特に「奈良のシカ」と人の間の問題についての普及啓発と学習の拠点
56 として活動する。

57

58 4. 鹿苑運用の原則

59 鹿苑は、「奈良のシカ」個体群の保全に寄与すべき施設であり、「奈良のシカ」の飼育や治療を目的とした施設
60 とはしない。そのため鹿苑においては群管理を基本とし、傷病個体、交通事故個体の応急処置や人とシカの間
61 の問題防止（特に繁殖期のオスの角切りと妊娠メスの収容）のための一時収容を行う。収容した個体は必要期
62 間の後解放することを原則とし、一時収容の際は動物福祉の基準・原則に則った扱いを行う。

63 ※ 群管理とは、1個体の健康に執着するのではなく、群全体の健康に着目した管理方法。

64 5. 鹿苑への「奈良のシカ」の収容方針

65 鹿苑運用の原則に基づき、鹿苑への「奈良のシカ」の収容は、一時収容を原則とする。また、群管理を行う
66 とともに動物福祉の観点に立った収容を行う。収容方針は以下のとおり。

67 1) 収容する個体

68 応急処置が必要な傷病個体、交通事故個体及び「奈良のシカ」と人の間の問題防止のために収容が必
69 要な個体。

70 2) 収容頭数

71 動物福祉を担保し、群管理が可能な収容頭数の目安を設定する。

72 従って、これまで緩衝地区（C地区）では、農業被害を起こした個体を捕獲（生捕り）し、終生飼養と
73 していたが、今後は原則として防鹿柵の設置により農業被害防止を図ることとし、やむを得ず収容する
74 個体については、一時収容とする。

75 3) 介入措置の効果検証

76 飼養、健康と環境の現状把握と維持改善に加え、介入措置の効果検証を行う。そのために複数の指標

77 データを取得し、健康と環境の改善等にフィードバックする。

78

79 4) 感染症防止対策の徹底

80 職員および来苑者の感染症防止対策を徹底する。

81

82 6. 鹿苑における処置・管理の方針

83 鹿苑は「奈良のシカ」の一時収容施設であり、飼育や治療のための施設ではないことから、交通事故や傷病
84 を受けた個体の処置は応急処置を原則とし、必要に応じて一時収容を行う。以下に処置方針と一時収容個体の
85 管理方針を記す。

86 1) 処置方針

- 87 ・ 収容した個体は早期に放獣して野生復帰させることを基本とする。
- 88 ・ 野生復帰に悪影響を与える過度な治療や過剰な給餌は行わない。
- 89 ・ 人獣共通感染症や薬剤耐性菌の伝播・拡散防止に努める。

90

91 2) 一時収容個体の管理方針

- 92 ・ 一時収容個体は群管理を基本とし、動物福祉の基準・原則に則った管理を行う。
- 93 ・ 人獣共通感染症（ペット・家畜含む）についての管理（狂犬病等）、少なくとも法定伝染病および
94 家畜伝染病予防法対象の寄生虫を含めた検査を実施する。
- 95 ・ 野生動物（特にシカ類）の感染症に関する情報収集と対策を実施する。
- 96 ・ 介入措置の効果検証を実施する。

97

98 7. 鹿苑の優先業務とその業務に従事する職員の果たすべき役割

99 鹿苑の職務は従来から愛護会が担っており、愛護会は、「天然記念物「奈良のシカ」の保護育成のために、種
100 の保存継承と保護思想の普及を図り、鹿と共生する地域社会づくりの推進に寄与すること」（愛護会 HP より引
101 用）を目的として活動を行っている。

102 鹿苑の設置目的と上記の愛護会の活動目的を併せた観点から、鹿苑の優先業務とその業務に従事する職員（獣
103 医師、生態学専門家、業務課職員）の果たすべき役割と資質は以下のとおり。

104

105 1) 鹿苑の優先業務

- 106 ・ 鹿苑の業務は、鹿苑設置の目的①（健全な「奈良のシカ」個体群の保全）と目的②（「奈良のシカ」
107 と人との問題の解消・軽減）を第一義とする。
- 108 ・ そのために、現時点で最優先されるべき業務は、目的①については野生動物医学的モニタリング
109 （収容個体の健康管理、予防医学）と生態学的モニタリング（個体群管理）、目的②については角切
110 り及び妊娠メスの隔離といった、公園利用者の安全確保のための一時収容に関する業務である。

111 2) 鹿苑の業務に従事する職員の役割と資質

112 鹿苑の業務に従事する職員（獣医師及び生態学専門家、事業課職員）は、鹿苑の設置目的と運用方針に従い、
113 以下の業務内容を遂行しなければならない。また、業務内容を遂行するために以下に示す資質を必要とする。

114 ① 獣医師

115 (1) 役割

- 116 ・ 鹿苑における処置・管理の方針（上記6）に従った個体の処置
- 117 ・ 公衆衛生としての人獣共通感染症等の獣医学的モニタリングおよび調査研究
- 118 ・ 死亡個体の解剖検査、病理検査等を通じた死因究明とその証憑・サンプルの保全
- 119 ・ 鹿苑に収容された個体の感染症モニタリングを通じた「奈良のシカ」全体の健康管理計画の作成
- 120 および更新

121 (2) 資質

- 122 ・ 鹿苑の設置目的と求められる機能、運用の原則を理解し、野生動物獣医学、動物福祉、群管理、
- 123 公衆衛生対策等を実施可能であること。

124

125 ② 生態学専門家

126 (1) 役割

- 127 ・ 「奈良のシカ」個体群動態等の生態学的モニタリングの企画・実施・評価
- 128 ・ 「奈良のシカ」の生息環境の維持・復元策の企画・実施・評価
- 129 ・ 「奈良のシカ」と人との間の問題軽減策の企画・実施・評価
- 130 ・ 「奈良のシカ」の保全及び「奈良のシカ」と人との間の問題軽減のための普及啓発の企画・実施・
- 131 評価
- 132 ・ その他、「奈良のシカ」保全拠点としての機能強化にむけた企画・実施（博物館相当施設準備を含
- 133 む）

134 (2) 資質

- 135 ・ 鹿苑の設置目的と求められる機能、運用の原則を理解し、野生シカの生態や「奈良のシカ」の歴
- 136 史的経緯に詳しく、「奈良のシカ」の保護育成（特に個体群の保全および人と「奈良のシカ」の間
- 137 の問題の軽減）を目的とした調査研究や普及啓発の企画が実施可能であること。

138

139 ③ 事業課職員

140 (1) 役割

- 141 ・ 鹿苑での飼育・施設管理、調査研究、普及啓発（角切り等伝統行事を含む）など

142 (2) 資質

- 143 ・ 鹿苑の設置目的と求められる機能、運用の原則を理解し、野生シカの取り扱いに慣れており、「奈
- 144 良のシカ」の保護育成（保全及び「奈良のシカ」と人との間の問題軽減）を目的とした業務を主体
- 145 的かつ協調的に実施可能であること。

146

147 8. 計画の実施体制

148 本計画の目的の実現のために、本県と愛護会だけでなく、関係諸機関の協力を求め、また市民および公園

149 利用者の意見を広く聴取・参考とした上で効率的、効果的に計画を実施するものとする。

150

151 9. 計画の見直し

152 本計画は、「奈良のシカ」個体群の生息状況の変化や鹿苑における「奈良のシカ」の収容状況、本計画の実

153 施により得られた知見と課題の蓄積に応じて、将来にわたり順応的に見直すこととする。